
ロシアの人口減少と外国人労働の受容

ロシアからみた移民政策

雲 和広

Kumo Kazuhiro

[要旨]

ロシアはソビエト連邦崩壊後、出生率の急激な低下と死亡率の上昇に伴う人口の減少を経験する中、さまざまな対応策を講じた。中長期的には人口そのものの安定化を期すべく育児手当や出産給付の劇的な増額等があるが、対外的影響を有するものとして、旧ソ連諸国在外同胞の帰還促進と外国人労働の大規模な導入が図られるようになった。

しかしながら、その制度は時として外国人に受容的であったり、あるいは制限的であったりと、必ずしも一貫しているとは言えない状況にあり、労働移民の受け入れの動態もそれに応じて変動をみせている。移民受け入れを考慮に入れる国家が必ず直面する、同化か隔離かという課題に対する接近法をいまだ確定させていないままの対応を示していると言わねばならない。本稿では、法制度の概要と実際の労働移民の規模の推移を追う。

1 はじめに

ロシアの人口減少が注目されて久しい。ロシアにおける出生率が再生産水準を上回っていたのは1989年が最後であるが、そののち1993年には合計特殊出生率が1.5を下回るに至り、以降総人口は自然減を基調としている。2010年代半ばには一旦粗出生率が粗死亡率を上回る人口の自然増をみたが、それは再生産年齢にある女性の規模が一時的に拡大したという要因が大きかったに過ぎず、2016年以降は再び、出生率が急減したソビエト連邦崩壊時（1991年）に誕生したコーホートが再生産年齢に入ったため、死亡者数が恒常的に出生者数を上回る状態が続いている。ここで直面することになるのは労働力の不足であり、そのことはロシアの労働移民受け入れを活発なものとさせた。それは直近において生じた現象ではなく、ソ連崩壊の直後からロシアは多くの移民の受け入れを行ってきたのである。

本稿はロシアにおける人口動態の現況と、それに誘発されるロシアの労働移民受け入れの拡大、そしてその今後の展望に焦点を当てるものである。本稿執筆時点（2022年5月）でロシアについて注目されるのはウクライナ戦争の推移であることは疑いないが、ウクライナへの侵攻はロシア国内の人口減少と関連するものとは言い難く、そこに着目することはしない点に留意されたい。

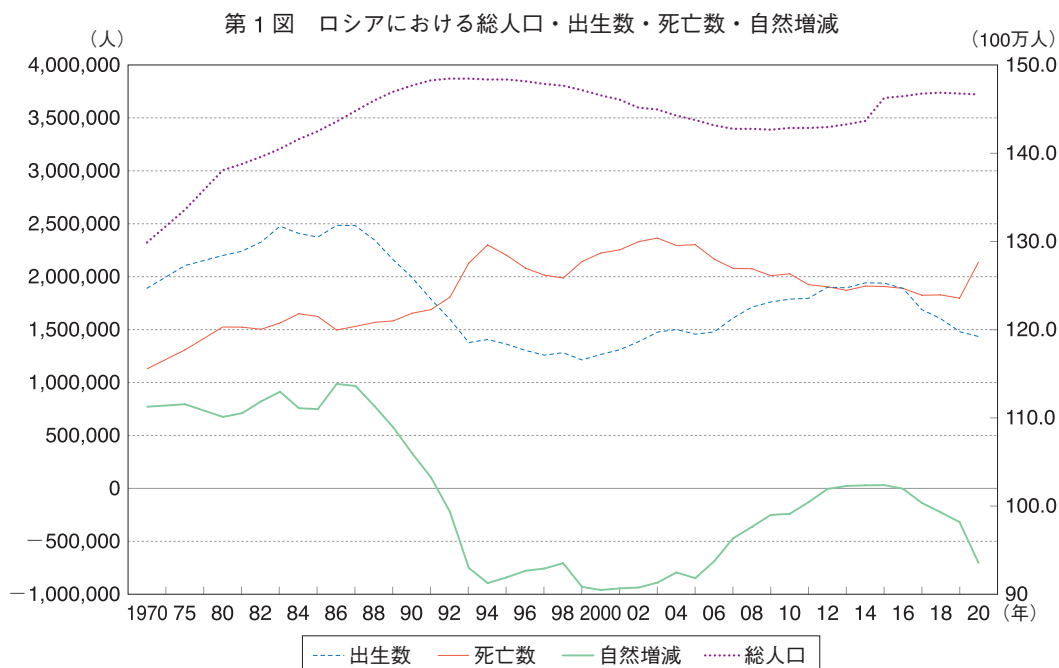
2 ロシアの人口動態——20年継続した自然減少と国際流入による補填

ソ連崩壊後、ロシアの出生率は急激に低下し、同時に死亡率が急上昇したため、ロシアはその人口を減少させることになった。1992年の1億4853万人が最大の人口規模であったところ、2008年までには500万人以上を減じて1億4280万人に落ち込んだのである。この直接的原因となった出生率の急減の背景には、ソ連時代には極めて安価であった社会的育児支援施設の廃止・有料化や体制転換に伴う所得の急減で将来展望の暗転したことなどの要因が指摘される（UNDP Russia 2009；雲 2021）。他方、死亡率の上昇には、社会的ストレスの増大とアルコール消費の拡大・社会不安の深刻化と事故・犯罪の広範化等が論じられ、その統計的因果関係が検討された（Nemtsov 2002; Kumo 2017）。

第1図に示すとおり、ロシアの総人口は1992年から2009年の20年ほどの間、一貫して減少を続けた。これが自然減の帰結であることは言うまでもない。1992年に死亡数が出生数を上回り、その2つのグラフが交差したことは当時『ロシアの十字架』と称され、その将来的な運命を示唆するものとして注目を集めたのである。

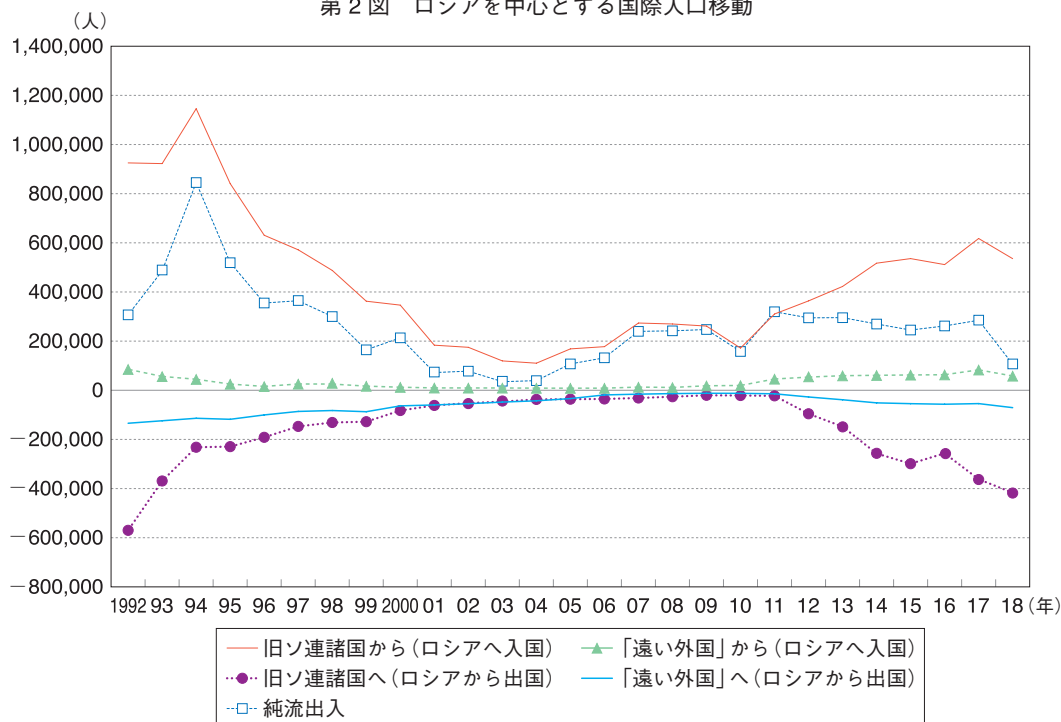
しかしながら同時に、実のところ総人口は自然減少がみせるような規模で縮小しているわけではない。1992年—2009年の間にわたる自然減少の総計は1300万人を超えるが、同じ期間の総人口の減少は600万人を下回るに過ぎないのである。

この差を埋めるのは、言うまでもなくロシアがこの期間にわたって受け入れ続けた移民による社会増加であった。ここで言う社会増加とは、一時滞在者ではなく居住地を移転させた者のことである。旧ソ連構成共和国に居住していた民族的ロシア人の帰還や、中央アジアなどを中心とする諸国からロシアに移り住んできた人々である。もちろん、ロシアから出国し



(注) 2014—2015年にかけての総人口の不連続な拡大はクリミアの編入に伴うもの。
 (出所) ロシア連邦統計局統計を基に筆者作成。

第2図 ロシアを中心とする国際人口移動



(出所) ロシア連邦統計局統計を基に筆者作成。

ていった民族的ウクライナ人、民族的ベラルーシ人等も少なくない。とはいえ、ロシアに流入する民族的ロシア人のほうがはるかに多かった。それを端的に示すのが第2図である。

ここでいう「遠い外国」とはソ連崩壊後に「独立国家共同体」を構成した国々以外のすべての国のことであり、上記の「旧ソ連諸国」にバルト諸国は含まないことに留意されたい。上述のとおり民族的ロシア人は旧ソ連にも分散しており、中でもカザフスタンやウクライナに多く居住していた。そのような諸国からの帰還移民が大量に生じた一方、ロシアに住んでいた民族的ウクライナ人、歴史的に多く居住していた民族的ドイツ人やユダヤ人の出国も同時にみられた。そのような動きがあった中で、第1図でみられる人口の自然減少が年当たり70万人から90万人を超え最も大きかった2000年代の初頭まで、国際人口流入がロシアの人口をかなりの程度底支えしていたことがわかる。人口流入が最大規模に達したのは1994年であり、その1年のみで80万人以上の超過流入があった。すなわち1990年代の人口の自然減少は、年によってはその半分を超えるような規模を国際人口流入で補填できていたのである。

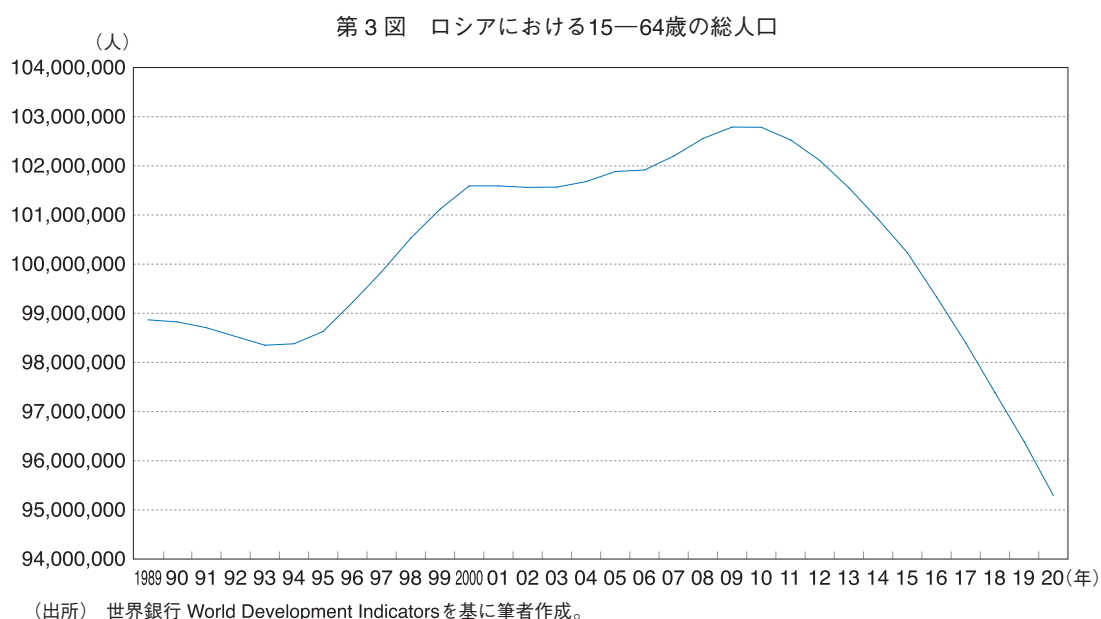
ただしその人流は、2000年代に向かって安定しその規模を減じていったことも指摘しなければならない。最も縮小した2001年—2004年には、純流入数は年当たり10万人を下回るに至った。このことは当時、旧ソ連圏に居住していた民族的ロシア人のうち、ロシアへ帰還する意志のある、あるいは能力のある者の移動が収束したということの意味していることが指摘された。つまり、依然として旧ソ連圏には少なからぬロシア系住民がいるものの、それはロシアに帰還する意志がない、あるいはその能力がない者であり。もはや大規模な帰還移民の受け入れは期待できない、ということが論じられるようになったのである。

3 労働移民・帰還移民誘致政策

旧ソ連崩壊後にみた体制転換に伴うロシアの「転換不況」は1999年には終わり、以降は対外的要因による大きな変動が生じた場合を除きおおむね安定的な経済成長がみられた。高い成長率を示す一方、労働年齢人口の拡大が要請される中、国際人口流入が限定的であることの問題が注目されることとなったのである。

ロシアにおける労働年齢人口の推移を第3図に示す。1992年から明確な減少傾向を示す第1図でみた総人口の趨勢とは一致していないことがわかるが、それは不思議ではない。1991年のソ連崩壊直後から出生率の劇的な低下と死亡率の上昇によって総人口の縮小がみられたものの、1990年代後半には1980年代半ばに生まれた層が労働年齢に達する。1980年代後半のソ連ペレストロイカ期はむしろ急速に出生率が上昇した時期であり、1990年代末以降における労働年齢人口の拡大はそれがこの時期になって現われているに過ぎない。

ここで着目すべきなのは、この年齢層の規模が2009年を頂点としており、そののちソ連崩壊後に急落した出生率の下で生まれた層が、この年齢に達する時期になることで労働年齢人口が急速に縮小していく過程である。第3図は実際の数字であるが、このような状況に陥ることは、各年の出生数が早くから確定していることなのであるから当然予想されていた。このような条件に対して、ロシア連邦政府はそれに対応するいくつかの施策を打ち出していた。出生率を上昇させる、あるいは死亡率を低下させるというのは本来最も重要なことであろうが、しかしながらそれが労働人口を増大させるまでには、仮にその施策が功を奏したとしても20年程度の時間を要することになってしまう。育児給付の増大、広く知られる「母親基金」⁽¹⁾の導入等、そうした手段も実際に別途とられたが、それら施策の設定と同時に、労働力不足に対して短期的に対応するべく打ち出されたのが、民族的ロシア人の帰還の奨励ならびに外国人労働の積極的な導入を旨とする方針であった。



前者については、「在外同胞のロシア連邦への自発的移住に向けた支援促進に関する大統領令 (No. 637、2006年6月22日)」が施行され、積極的に移民を特定地域に受け入れて労働人口の増加を図ることが旨とされた。また後者については、2002年に制定され外国人の雇用に対する制約を行っていた「外国人の法的地位法」⁽²⁾が2006年に改正されるとともに⁽³⁾、同じく2006年に「外国人および無国籍者のロシア連邦における在留登録について」の規程⁽⁴⁾が定められた。これにより雇用者が特定の手続きを踏めば、旧ソ連国民を中心とするビザなし入国者の居住は許可を要さなくなり、また雇用者は自身が雇用許可を保持していなくても、外国人が労働許可証を有していればそれを雇用できることになったのである (溝口 2007 ; 堀江 2010 ; ムヒナ 2015)。

さてそれでは、そういった施策はどの程度の有効性を発揮したのであるだろうか。最も労働力不足が焦眉の課題となった、すなわちロシアの経済成長率が最も高かった時期において、在外同胞受け入れのパイロット地域となったアムール州は例えば、2007年から2012年の5年間で1000人足らずの受け入れ計画を出したに過ぎなかった。同様にハバロフスク地方も500人にすら満たないような受け入れ計画を設定したのみだったのである。これら地域はロシア極東に位置しているが、極東はソ連崩壊後のロシアの中でも最も人口減少の激しかった地域であり、これら受け入れ計画の規模では、仮に計画が達成されたとしてもその効果はあまりにも限定的なものにとどまる。実際、先述のとおり第2図でみたロシアへの流入人口の激減は在外民族的ロシア人の枯渇を想起しうるものであり、この施策は機を逸していると当時においてもロシア国内で批判を受けた (Zayonchkovskaya 2013)。

他方、国際労働移民の受け入れについてみると、2006年以降積極的な動きが見て取れる。2006年から2007年にかけてロシア連邦内における外国人労働者の規模全体が1.7倍近く拡大し、それ以降もリーマンショックによる労働需要の激減という要因で生じた縮小をみつつも、安定的に大きな規模の労働移民受け入れがあった。当時ロシアに対して大規模な労働移民の送り出しを行っていた国について、その労働移民数を第1表に示す⁽⁵⁾。

しかしながら既述の外国人雇用法制よりも重視すべきなのは、先述の「外国人の法的地位法」がさらに2010年に改正されたことである。ビザ免除国の労働者については、個人雇用主と外国人との間で直接雇用関係が生じる場合、法人と個人との間での雇用の際に要される通常の就労許可ではなく「労働パテント」と呼ばれるものを取得すれば合法的に就業できることとなった (「外国人の法的地位法」115-FZ改正13.3項)。この改正法の規定するところ、「労働

第1表 ロシア連邦の受入労働移民

(1,000人)

| 国 | 年 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|---------|---|------|------|------|-------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| ウズベキスタン | | 6.1 | 10.1 | 15.5 | 14.6 | 24.1 | 49 | 105 | 345 | 643 | 666.3 | 511.5 |
| タジキスタン | | 6.2 | 10 | 16.8 | 13.6 | 23.3 | 53 | 99 | 250 | 391 | 359.2 | 268.6 |
| ウクライナ | | 64.1 | 91.9 | 61 | 102.6 | 108.6 | 142 | 171 | 209 | 245 | 205.3 | 167.3 |
| 中国 | | 26.2 | 38.6 | 38.7 | 72.8 | 94.1 | 161 | 211 | 229 | 282 | 269.9 | 186.5 |
| トルコ | | 17.8 | 20.9 | 15.4 | 37.9 | 48 | 74 | 101 | 131 | 131 | 77.2 | 45.7 |

(出所) ロシア連邦内務省統計を基に筆者作成。

第2表 就業許可取得者

(1,000人)

| 国 | 年 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|---------|---|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| ウズベキスタン | | 399 | 467.9 | 476.6 | 422 | 10 | 7.8 | 7.7 | 7.1 | 7.1 | 7 |
| タジキスタン | | 166.4 | 181.4 | 162.8 | 145.7 | 10.7 | 8.3 | 4.4 | 4.1 | 4.1 | 4 |
| ウクライナ | | 110.3 | 127.8 | 124.9 | 139.5 | 4.2 | 2.7 | 2 | 1.2 | 1.2 | 1.1 |
| 中国 | | 69.5 | 76.9 | 71.3 | 71.7 | 49.4 | 40.5 | 34.4 | 37.4 | 35.4 | 13.6 |
| トルコ | | 18.9 | 27.7 | 27.7 | 24.1 | 19.3 | 9.9 | 5.4 | 5.4 | 5.2 | 4 |

(注) 年末の数字である。

(出所) ロシア連邦内務省統計を基に筆者作成。

第3表 労働パテント取得者

(1,000人)

| 国 | 年 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|---------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| ウズベキスタン | | 392 | 599.9 | 720.7 | 824.8 | 859.2 | 871.7 | 976.9 | 1009 | 1032 | 662.3 |
| タジキスタン | | 161.1 | 228.6 | 301.9 | 432.5 | 416.8 | 393.4 | 432.8 | 443.2 | 491 | 323.1 |
| ウクライナ | | 29.5 | 31.3 | 42.2 | 252.6 | 202.7 | 164.6 | 132.8 | 112 | 83.5 | 42.1 |

(注) 2011—13年は通年、2014年以降は年末の数字である。

(出所) ロシア連邦内務省統計を基に筆者作成⁽⁷⁾。

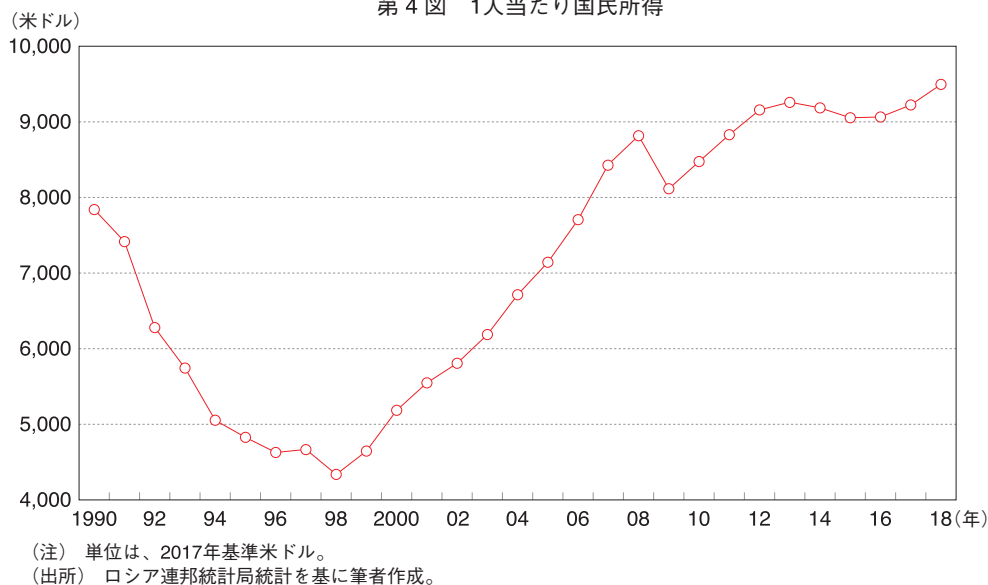
「労働パテント」は「就業許可」に比較してその取得に要する費用がはるかに低く、また「就業許可」のような総量規制もない。さらに労働者に対する所得税の規程も相違しており「労働パテント」取得者のほうが納税額を低く抑えることができる。これにより、「就業許可」を取得した外国人労働者と「労働パテント」を取得した外国人労働者の総計は、2010年に比してさらに拡大していったのである。

ここで第2表に主要な国における「就業許可」の取得者数を、そして第3表に「労働パテント」の取得者数を挙げる。第2表において旧ソ連国民でロシアの労働許可取得者が2015年以降激減しているが、これはさらに2015年に実施された法改正により⁽⁶⁾、ビザ免除国の国民は「就業許可」制度が原則適用されないものとなったためである。実際、第2表と第3表を対比すれば、第2表において就業許可取得者数を大きく落としたこれらの国々は、労働パテントの取得者数でその減少分を補って余りある数字を示していることがわかるであろう。

4 手段としての国際労働移民

このように、ロシアは逼迫した労働市場を緩和させるツールとして外国人労働の受け入れを行ってきた。そしてそれにはまた、労働市場の緩衝材としての役割を担っていたことも指摘できる。リーマンショック時を挟む2008年から2010年にかけての経済縮小時（第4図：この際に最も落ち込んだのは2009年）、主要な対ロシア労働移民送り出し国のすべてからの外国人労働受け入れ人数が絞られていることが第1表から読み取ることができる。さらに2014年のクリミア紛争とそののちの経済制裁の時期にかけて、最も激しく経済状況が悪化したのは2015年であったが（第4図）、それを挟んでタジキスタンやウクライナからの労働パテント保持者の受け入れおよび就業許可保持者の受け入れが縮小していたことも第2表および第3表

第4図 1人当たり国民所得



から見て取ることができるのである。ロシアは元来、労働者の解雇が困難な制度を有しているが（日本国際問題研究所編 2003）、堀江（2016）が指摘するとおりその難しさを回避するためのバッファーとしての役割を外国人労働者が果たしていた側面があることは否めない。

2015年にビザ免除国の国民は就業許可を要さない法改正が実施された旨言及した。しかしながら他方、この改正は外国人労働の受け入れを緩和するという姿勢であるばかりのものではないことも指摘せねばならない。この時の改正では、「労働パテント」の取得には明らかなハードルの設定が行われたのである。「労働パテント」の取得を望む外国籍の人間は、ロシアの法律・ロシア語の知識およびロシアの歴史に関して設定される試験に合格することを要すると定められており、取得の難度が明らかに高くなっているのである。ソ連解体から20年余りが経過した2010年以降になっても依然として旧ソ連諸国（筆者が2010年以降に訪問しているタジキスタン・ウズベキスタン・ウクライナ・アゼルバイジャン等）における年配層の人々の間ではロシア語が通じる機会が多いと実感するが、若年層について言えばそれが該当しない場面にも直面する。論理的に考えれば、労働移民は期待将来所得の割引現在価値が高い若年であればあるほど頻繁に生じる（Harris and Todaro 1970）。それにかんがみると、ソ連崩壊後に教育水準の全般的低下がみられている旧ソ連中央アジア諸国（雲 2010）から流入してくる層のロシア語の運用能力が、今後も維持可能なものと楽観視できるものではないであろう。

一時滞在者の増加は人口の減少自体を埋め合わせるわけではなく、労働不足を補うものとしての想定がある。だがこのように、ロシアの立法動向をみると、外国人労働受け入れ策はある意味一貫していない。既述のとおり大量の外国人労働を受け入れていると同時に外国人嫌悪（xenophobia）の動きも頻繁に報道され（Lipman 2013）、国内情勢に対する配慮が外国人労働者の受け入れ動向に影響することが十分考えられるのである。

5 人口減少対策としての移民？——結語にかえて

さて人口動態とのかかわりで考えると、一般論として外国移民永住者の受け入れによって人口の自然減少を緩和しうるか否か、というのは大いに議論の余地があると言わなければならない。短期的に総人口が増大するのは当然のことであるが、それが長期的に持続できるのかどうかは問われなければならないのである。

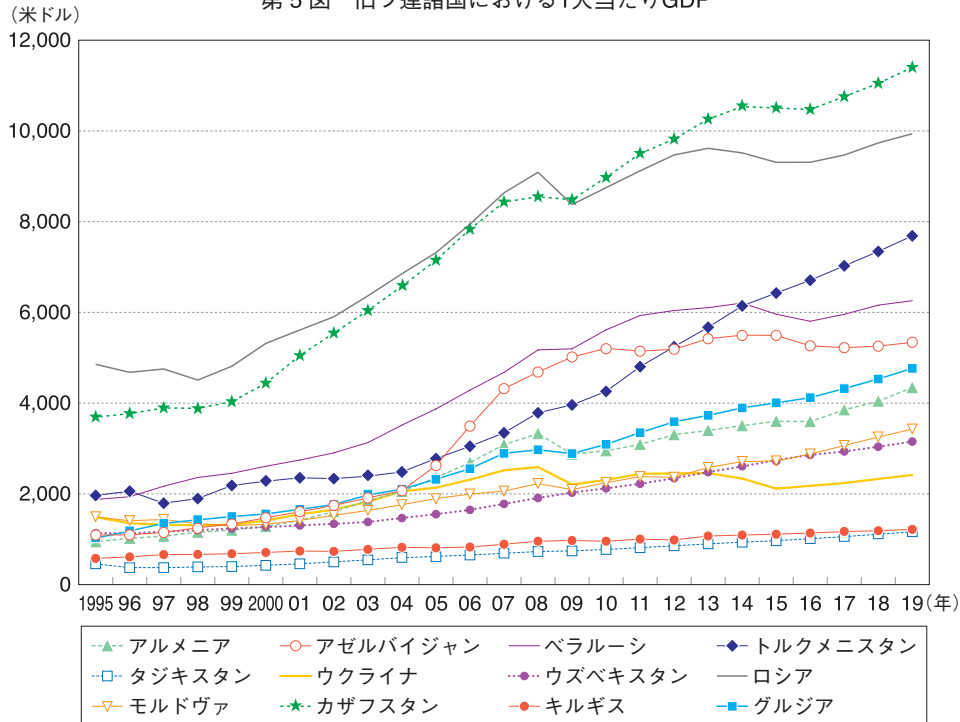
移民研究が明らかにしてきたことによれば、流入した移民の出産行動は受け入れ国民のそれに同化する。仮に母国にいれば女性が3人や4人を産むことが通常であるような場合でも、そこから出国し他国に流入した移民は、その流入先の国の女性と同様の数の子しか産まなくなるという (Todd 1994)。これはある意味当然のことと言える。育児のコストや子供の数に対する需要等といった要因は、当該社会において社会的育児支援施設がどの程度整備されているか、あるいは労働市場がどれほど柔軟であるか、といった条件に左右される。したがって、当該社会の女性が産む子供の数は、そのような社会的条件に基づいて合理的に判断した結果決定されているものだと考えられる。そうであるならば、上述のように母国であれば多子を産んでいたかもしれない女性であっても、移民となって他国に渡れば、その出産行動を流入先の国の人々のそれに同化させるのも合理的と言うほかないであろう。しかしながらこのことはつまり、移民の受け入れは長期的な人口動態の改善に寄与するとは必ずしも言えない、ということにも留意が必要である。

人口規模の維持は、結局のところ労働力人口の維持、あるいは年金の原資の維持、そして市場規模の維持ということを目論んでいるものである。しかしながら長期的な出生率の上昇が見込めないのであれば、これらいずれの目標も達成しえない。短期的には、労働力の確保という観点による外国人労働の受け入れは一定の効果をもたらすかもしれないとは言える。とはいえ、例えば一時的滞在者「ガストアルバイター」を常に入れ替えながら労働規模の維持を図ろうとしたドイツがかつて採った接近法 (佐藤 1994) は、現今の状況で知られるとおり、結局のところその移民労働者たちを定住者としていかに受け入れていくか、という課題に直面することは否定しえないであろう。

ロシアと主要労働移民送り出し国との間の所得格差は著しい。2019年の1人当たりGDPを比較すると (第5図)、キルギスやタジキスタンはロシアのその1/8未満に過ぎないのである。ウズベキスタンやウクライナもロシアの1/3 (ウズベキスタン) あるいは1/4 (ウクライナ) 程度であり、このことが移民送り出し側にとって重要な誘因となるのは当然である。そしてこうした所得格差の大きさは移民の滞在期間の長期化を誘発し、そして家族の呼び寄せ行動につながるであろう。それをロシアが許容するか否か、依然として見通せない状況にあると言わねばなるまい。

外国労働移民の受け入れにおいて焦眉の課題となるのは言うまでもなく、その移民の文化的・社会的定着である。Todd (1994) の指摘のように、多様性の維持すなわち「多文化」化は実のところ隔離政策に帰着するという側面があるかもしれない。そうであれば究極的には、外見や個人的生活等といった側面ではない部分においては、同化を可能とすることこそが目

第5図 旧ソ連諸国における1人当たりGDP



(注) 単位は、2015年基準米ドル。
 (出所) 世界銀行 World Development Indicators を基に筆者作成。

指されるものとなりうる。ロシアは、ソビエト連邦そしてロシア帝国時代においても、基本的には同化政策を旨としていたと言っても良い。それが外見や宗教等の要素にかかわればポリティカル・コネクトネス上、容認し難いものとなりうるものの、社会生活に関してその同化はソ連においてもロシアにおいても、かなりの程度浸透していたという側面があるとも言える（塩川 1999）。労働市場維持のための移民受け入れを行うとなれば、ロシアがその包容力をみせることができるのか否かが今後問われるものとなる（⁸）。

- (1) 「母親基金」は2人以上の子をもつ親に対して、住居・教育・年金のうちのひとつに対する補助として総額25万ルーブル（120万円程度、制度導入当時）を支給するというもの。「子供を有する家族に対する国家支援の追加的措置に関する連邦法」（Federal'nyy zakon 《O dopolnitel'nykh merakh gosudarstvennoy podderzhki semey, imeyushchikh detey》）No. 256-FZ、2006年12月29日。2007年1月1日以降に生まれたあるいは縁組された子供に関して適用される、期限については延長を繰り返し2020年5月現在では2024年まで続くものとされている。2007年9月におけるロシアの月額平均所得が1万2000ルーブルであったことを勘案すれば、この給付額は非常に大きなものであった。2021年でも年間平均所得に近い金額であり（50万ルーブル強）、これが出生率の上昇に対して、一時的に強い効果を有したことが指摘される。
- (2) 「ロシア連邦における外国人市民の法的地位について」の連邦法（Federalnyy zakon “O pravovom polozenii inostrannykh grazhdan v Rossiyskoy Federatsii”）、2002年6月21日。
- (3) 連邦法「ロシア連邦における外国人市民の法的地位について」の改正法、2006年7月18日。
- (4) 「在外同胞のロシア連邦への自発的移住に対する支援供与に関する大統領令」（Ukaz Prezidenta Rossiyskoy Federatsii “o merakh po okazaniyu sodeystviya dobrovol'nomu pereseleniyu v Rossiyskuyu Federatsiyu sootchestvennikov, prozhivayushchikh za rubezhom”）No. 637、2006年6月22日。

- (5) 第1表の数字は第2図のそれとまったく呼応していない。これは2つの数字の定義が異なるためである。第2図のそれは一時滞在者ではなくロシアの「居住者」となる者であり、住所登録地の変更を伴っている。他方第1表—第3表のそれは、あくまでも一時滞在者であり永住は想定されない者にかかわる。後者のほうが第2図に比較してはるかに大きな数字となっているが、それは第1表—第3表が短期的な滞在者の数を示しているからである。
- (6) 「ロシア連邦における外国人市民の法的地位について」の連邦法および個別法の改正に関する連邦法、2014年11月19日。
- (7) この数字について、2011—2013年は通年のみ、2014—2016年は通年と年末の双方そして2017年以降は年末のものしか公開されていない。しかしながら、双方が公開されている2014—2016年の数字をそれぞれ比較すると、その差はすべての国そして年次について3%未満にとどまるのである、したがって、比較可能性は一定程度担保されるであろう。
- (8) 現下のウクライナ戦争について1点のみ言及しておく。労働人口を確保するために版図を拡大する、等ということは率直に言って想定しえない。強制的に労働に従事させたところでその生産性が異常に低いものととどまることはすでに、ソ連時代の矯正収容所の経験で知られている (Hill and Gaddy, 2003)。また戦闘行為は労働年齢人口の喪失に直結するものであり、その点でも合理的説明ができない。McNeill (1982) の説得的な議論のとおりであるとすれば、人口に占める若年層の爆発的增加をみた社会が戦闘行為に乗り出すことになるが、ロシアはまったくそれに該当しない。すでに人口は減少をみているのであり、今後もその状況であり続けることが見越されているのである。

■参考文献

- 雲和広 (2010) 「中央アジア地域の人的資源と社会状況——ロシアとの経済連関」『現代中央アジア・ロシア移民論』第1章、ミネルヴァ書房。
- (2021) 「ロシアにおける出生率——マイクロデータによる再検討」『経済研究』第72巻第1号、20–37ページ。
- 佐藤忍 (1994) 『国際労働力移動研究序説——ガストアルバイター時代の動態』信山社出版。
- 塩川伸明 (1999) 「ソ連言語政策史再考」『スラブ研究』第46号、155–190ページ。
- 日本国際問題研究所編 (2003) 「プーチン政権におけるロシア社会・労働法制の改革」日本国際問題研究所。
- 堀江典生 (2010) 「移民大国ロシアの軌跡——中国と中央アジアからの労働移動に着目して」『ロシア・東欧研究』第39号、13–25ページ。
- (2016) 「経済危機に耐える労働市場——ロシア的対処法」『ユーラシア研究所レポート』、2016年10月10日 (<http://yuken-jp.com/report/2016/10/10/russ-2/>, 2022年5月18日アクセス)。
- 溝口修平 (2007) 「ロシアの少子化対策をめぐる立法動向」『外国の立法』第233号、170–174ページ。
- ムヒナ・ヴァルヴァラ (2015) 「ロシアにおける移民政策の変容——近年の移民政策改正の位置づけ」『移民政策研究』第7号、133–150ページ。
- Harris, J. and M. Todaro (1970) Migration, Unemployment and Development: A Two-Sector Analysis, *American Economic Review*, Vol. 60, No. 1, pp. 126–142.
- Hill, F. and C. Gaddy (2003) *Siberian Curse: How Communist Planners Left Russia out in the Cold*, Brookings Institution.
- Kumo, K. (2017) Changes in Mortality: A Meta-Analysis, in *Demography of Russia: From the Past to the Present*, Karabchuk, T., K. Kumo and E. Selezneva, Palgrave-Macmillan, pp. 219–259.
- Lipman, M. (2013) Xenophobia in Russia: A Tough Challenge and a Policy of Evasion, Carnegie Endowment for International Peace, Washington D.C (<https://carnegiemoscow.org/commentary/53466>, 2022年5月18日アクセス)。
- McNeill, W. (1982) *The Pursuit of Power: Technology, Armed Force, and Society since A.D. 1000*, Chicago, University

- of Chicago Press (ウィリアム・マクニール [高橋均訳] 『戦争の世界史』 中央公論新社、2014年).
- Nemtsov A.V. (2002) Alcohol-related Human Losses in Russia in the 1980s and 1990s, *Addiction*, No. 97, pp. 1413–1425.
- Todd, E. (1994) *Le Destin des Immigres, Seuil* (エマニュエル・トッド [石崎晴己・東松秀雄訳] 『移民の運命——同化か隔離か』 藤原書店、1999年).
- UNDP Russia (2009) *National Human Development Report Russian Federation 2008: Russia Facing Demographic Challenges*, UNDP, Moscow.
- Zayonchkovskaya Zh. (2013) Vvodnaya stat'ya, Migratsiya v sovremennoy Rossii, Migratsiya v Rossii 2000-2012, *Khrestomatiya v 3tom., Tom 1, chast' 1*, Moscow, Spetskniga, pp. 16–32 (in Russian).

くも・かずひろ 一橋大学経済研究所教授
https://researchmap.jp/kumo1969/published_papers
kumo@ier.hit-u.ac.jp